

○ プロの団体・個人に対する支援事業一覧(2015年3月現在)

○ (公財) 朝日新聞文化財団

事業名	支援の対象となる者			事業内容または対象となる事業	実施主体	助成額	手続き	募集時期等	問い合わせ先
	市町村、文化施設	公益法人等	文化団体等						
芸術活動への助成	×	○	○	出演、出品者がプロ、あるいはプロを目指す芸術家の事業（音楽・美術分野）	公益法人、非営利団体、それに準じる任意団体、個人	1件あたり10万円～100万円程度	財団へ直接申請	12月 ※応募締切	http://www.asahizaidan.or.jp/index.html (公財)朝日新聞文化財団

○ (公財) アフィニス文化財団

事業名	支援の対象となる者			事業内容または対象となる事業	実施主体	助成額	手続き	募集時期等	問い合わせ先
	市町村、文化施設	公益法人等	文化団体等						
アフィニス エンブレム	×	△※	△※	音楽文化の担い手としてのプロ・オーケストラが主催する、わが国ならびに各楽団が活動の重点を置いている地域にとって意義がある企画	国内のプロのオーケストラ	一企画あたり500万円まで	財団へ直接申請	11月 ※応募締切	http://www.affinis.or.jp/index.html (公財)アフィニス文化財団
アフィニス エチケット	×	△※	△※	楽団としての成長、発展を目指して企画された意欲的な公演		一企画あたり50万円まで			
アフィニス・アンサンブル・セレクション	×	△※	△※	・当財団が定める、助成対象オーケストラ所属の楽団員が出演者の過半数を占めること ・出演者の主催による室内楽公演（いわゆる自主公演）であること ・出演者3名以上のアンサンブル編成（トリオ以上）による室内楽公演		一企画あたり一律15万円（税抜）		随時募集 （応募締切は公演の3ヶ月前）	

※ 支援の対象となる者は、国内のプロのオーケストラに限定。

○ (公財) 花王芸術・科学財団

事業名	支援の対象となる者			事業内容または対象となる事業	実施主体	助成額	手続き	募集時期等	問い合わせ先
	市町村、文化施設	公益法人等	文化団体等						
音楽公演への助成	×	△※	△※	<ul style="list-style-type: none"> ・オーケストラ・オペラ・室内楽等の日本のプロの音楽団体が主催する創造的な音楽公演。(それに伴う音楽芸術の普及及び育成も含む) ・高度の芸術水準を有し、純粋な芸術活動であるために採算の取れにくい活動 	日本のプロの音楽団体	1件あたりの限度額は100万円 (内容等を勘案して、個々に額を決定)	財団へ直接申請	10月～11月	 (公財)花王芸術・科学財団 http://www.kao-foundation.or.jp/index.html

※ 支援の対象となる者は、プロの音楽団体に限定。

○ (公財) セゾン文化財団

事業名		支援の対象となる者			事業内容または対象となる事業	実施主体	助成額	手続き	募集時期等	問い合わせ先
		市町村、文化施設	公益法人等	文化団体等						
芸術家への直接支援	セゾン・フェロー	×	×	○	現代演劇・舞踊界での活躍が期待される劇作家、演出家または振付家の創造活動への助成	日本に活動の拠点を置き、過去に3作品以上の公演実績がある劇作家、演出家または振付家個人。 ジュニア・フェロー(35歳以下)とシニア・フェロー(45歳以下)の2区分がある。	ジュニア・フェロー：100万円/年 2年間継続 シニア・フェロー：250～300万円/年 3年間継続	財団へ直接申請	8月～9月	(公財)セゾン文化財団 http://www.saison.or.jp/
	サバティカル	×	×	○	異文化交流を目的とした個人研修。	日本を拠点に劇作、演出、振付の専門家として5年以上の活動歴を有し、1ヶ月以上の海外渡航を希望する個人	100万円を上限に、渡航・滞在費用の一部に対し助成		8月～9月	
パートナーシップ・プログラム	創造環境整備	○	○	○	現代演劇・舞踊界が現在抱えている問題を明らかにし、その創造的解決を目指した事業。(公演は対象外)	企画の主体となる個人/団体	企画予算の収支差損を上限に、企画経費の一部に対して助成	財団へ直接申請	8月～10月	
	国際プロジェクト支援	○	○	○	日本と海外のアーティスト間の協働事業で、複数年継続して作業が進展していくプロジェクトを優先。プロジェクトの準備段階にあたる会議、シンポジウム、レクチャー、リサーチ、滞在制作、ワークショップなどから、成果発表となる公演まで、プロジェクトに関わる全ての段階が対象。	事業のパートナーが日本と海外双方で決定しており、申請時点で国際交流事業の実績を持つ個人/団体	企画予算の収支差損を上限に、企画経費の一部に対して助成		8月～10月	

○(公財) 日本室内楽振興財団

事業名	支援の対象となる者			事業内容または対象となる事業	実施主体	助成額	手続き	募集時期等	問い合わせ先
	市町村、文化施設	公益法人等	文化団体等						
室内楽への助成	○	○	○	①各種室内楽の演奏活動（原則、2重奏から9重奏で声楽は対象外） ②室内楽に関する調査研究、教育普及活動 ③芸術的水準が高く室内楽の振興、啓蒙普及的意義のある活動（アマチュアは対象外） ④その他、財団設立目的に適う活動	助成対象事業を行う演奏者（個人・団体）、音楽ホール、各種事業体、各種団体	助成対象経費の1/3以内、かつ自己負担額以下の額（上限100万円）	財団へ直接申請	9月～10月	(公財)日本室内楽振興財団 http://www.icmf.or.jp/